復興チャレンジ・新規出店応援事業

輪島市内での新規出店と被災事業者の本復旧を応援します!

【補助対象者】







- ・市内にタクシー事業、飲食店、宿泊施設などを新規出店 する事業者
- ・令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨で被災した 石川県なりわい再建補助金対象外事業者
- 〇対象業種は裏面参照

【事業目的】

地震以降、人口の流出が続いている輪島市内での新規出店、 被災事業者の本復旧を支援し、にぎわい創出、事業継続に よる早期復興を実現する

【補助額・補助率】

最大1000万円

店舗開設のための金融機関からの借入金額または 補助対象経費の1/2のいずれか少ない額

※代表者が市内に住民票を移さない場合は補助上限200万円

【補助対象】

土地購入費、建物購入費、建物新築・改修工事費、設計費、備品・設備購入費

【補助用件】

- ・金融機関からの3年以上の長期融資
- ・市内での5年以上の事業継続、年間200日以上の営業
- ・輪島商工会議所または門前町商工会への加入





お問合せ先

輪島市役所 漆器商工課: 0768-23-1147

対象業種

大分類	中分類	備考
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 32 その他の製造業(例:お菓子製造、ウイスキー蒸留 所)	風俗営業等の 規制及び業務 の適正化等に
G 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業(例:映像制作)	関する法律 (昭和23年 法律第122
H 運輸業・郵便業 I 卸売業、小売業	43 道路旅客運送業(例:タクシー事業) 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売 業 59 機械器具小売業 60 その他小売業	号)第2条に 規定する業種 を除く。 ただし、料理
K 不動産業・物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業	たたり、科理店とゲームセ
L 学術研究、専門・技 術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 73 広告業74技術サービス業(他に分類されないもの) (例:法律事務所)	ンターは対象 とする。
M 宿泊業、飲食サービ ス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、 娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連 サービス業 80 娯楽業(例:ゲームセンター、運転 代行業)	
O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業(例:学習塾、日本語学校)	
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介 護業(例:歯科技工士)	
R サービス業(他に分 類されないもの)	91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業 (例:コールセンター)	

【提出書類】

- ・申請書
- ・新事務所開設に係る見積書
- ・金融機関への融資申込がわかる書類
- ・金融機関に提出した事業計画書
- ・整備する新事業所の図面
- ・直近の貸借対照表及び損益計算書(会社の場合のみ)
- ・補助金振込先の通帳の写し